



早めに年末のご準備を! 年賀状印刷&宛名印字

本年も年賀状の時期が近づいてきました。限られた人員で業務を回しておられる方には、年末の年賀状発送業務に時間が取れない、という方もいらっしゃるかと思います。弊社では絵柄面の印刷だけでなく、宛名の印字まで承っております。ご希望の方は気軽に営業までお問い合わせください。

宛名面の印字まで依頼するメリット

- ・作業時間短縮
- ・初年度にデータを作成すれば、翌年以降は追加分だけの作成で入稿できる
- ・印刷用の宛名データを作成しておけば挨拶状などにも流用できる
(宛名のデータはエクセルでお渡しください。フォーマットの注意点などを事前にお伝えします。)

★絵柄面の本年のラインナップにつきましては 11 月からの配布になります



株式会社 宏和

東大阪市長田東 1-7-22 TEL 06-6789-2313 FAX 06-6789-2339

<https://www.d-kowa.co.jp/>

<https://scanning.jp/>

オンデマンド印刷 会社案内、パンフレット、チラシ、名刺、カード、封筒、シール、伝票、表彰状
冊子印刷 取扱説明書、カタログ、記念誌、広報誌、報告書、論文、自分史
電子化業務 紙文書・紙図面スキャニング(電子化)サービス、データエントリー(入力)、データコンバート
CAD業務 CADデータ出力、CADデータ入力(トレース・設計)、電子納品データ作成
コピー・製本 大判コピー、カラーコピー、各種製本、ラミネート、パネル・看板制作
その他 人材派遣、人材紹介、マイクロ撮影、マイクロフィルムスキャニング、WEB制作

コウワ/ワ

10

Vol.97

発行者：株式会社宏和
所在地：〒577-0012 東大阪市長田東 1-7-22 TEL 06-6789-2313

(株)宏和

(株)宏和が毎月お客様へお役立ち情報をお届けします。

コウワ/ワ

MONTHLY NEWS LETTER Vol.97

2023

10
October



先日、メタバースとアバターを体験をする機会がありました。両方とも少しずつ実際のビジネスに応用されてきているようですが、広がっていくのかどうか、?の部分が多いように感じました。10年後、20年後にあたりまえのように使われているのか、それとも鳴かず飛ばずで終わるのか、興味深いところです。

代表取締役 日笠宏昭

プライバシーマークについて

弊社は、2006年9月に「プライバシーマーク」を取得し、それ以後、2年に1回の更新審査を受けて継続しています。今月は、「プライバシーマーク」を簡単に説明してみます。

1 プライバシーマークとは



プライバシーマークとは、個人情報保護に関して一定の要件を満たした事業者に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）により使用を認められる登録商標（サービスマーク）の事です。2023年3月時点では、全国で17,480社がプライバシーマークを取得しています。

プライバシーマーク取得のメリット

- ・「個人情報保護」について第三者からの客観的な評価を取得
- ・取引先企業への信用の拡大
- ・社員の個人情報保護意識の向上
- ・官公庁の入札条件をクリア（データ入力やスキャン等の入札案件では、プライバシーマーク等の取得が条件になっている事が多い）
- ・個人情報だけでなく、企業情報にも応用できる



2 プライバシーマークの認定基準

日本工業規格「JIS Q 15001: 2023-個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」（令和5年9月20日改正）に基づいて認定されます。JISQ15001は、個人情報保護法を踏まえて、組織として作るべきルール、運用について定めています。JIS規格は日本国内の規格で、ISO（国際基準）ではないため、国際取引が多い企業は、ISO27001（ISMS）を取得する方が取引上のメリットが多いでしょう。

3 プライバシーマーク取得までの流れ

- 文書作成
個人情報のライフサイクル（取得から廃棄までの流れ）に応じたリスクの洗い出しの実施、リスク分析 → JIS Q 15001の要求事項に適した個人情報保護のルール作成
- 運用・教育
文書化したルールに基づき実際の運用を行うために教育を実施
◎内部監査・代表者の見直し改善
- JIPDEC・認定機関の審査（規定類審査・現地審査）



4 プライバシーマーク規程文書と実態

プライバシーマークを取得しても、実際の運用が伴わないのであれば意味がありません。そのためには、具体的な業務の様々なシーンでの行動に結びついた規程である必要があります。

例えば下記のような規程です。

- ・個人情報を移送する場合は公共交通機関を利用しない（置き忘れ・ひったくり対策）
- ・客先で個人情報を預かった場合は他所へ立ち寄ることなく会社へ直帰する（駐車場等での施錠忘れによる車上荒らし対策）

ニュースでも報道される情報漏洩事故は、不正アクセス等によるネットワーク経由の漏洩事故もさることながら、人的ミスや悪意を持った社員による漏洩事故が案外多いのが実情です。その対策をいかに実態にあったものにできるか、が大きなポイントになります。

5 プライバシーマークの取得費用

プライバシーマーク付与に係る料金表（2019年10月1日適用）

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）
プライバシーマーク推進センター

単位：円（上段：消費税10%込価格）
（下段：本体価格）

種別	新規のとき			更新のとき		
	事業者規模					
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	52,382 (47,620)	52,382 (47,620)	52,382 (47,620)	52,382 (47,620)	52,382 (47,620)	52,382 (47,620)
審査料	209,524 (190,477)	471,429 (428,572)	995,238 (904,762)	125,714 (114,286)	314,286 (285,715)	680,952 (619,048)
付与登録料	52,382 (47,620)	104,762 (95,239)	209,524 (190,477)	52,382 (47,620)	104,762 (95,239)	209,524 (190,477)

弊社の場合、サービス業で社員6～100名ですので「中規模」になり、新規取得時は約63万円、更新時には約47万円の費用がかかります。中小企業にとっては負担が大きい金額です。費用を抑えた形の情報管理認定制度を行っている認証機関もありますが、知名度・普及率ともプライバシーマークには及ばず浸透していません。



6 消費者としてのプライバシーマーク

ネット通販利用時や、各種会員登録、決済時のクレジットカード番号入力など、個人情報を企業に開示する必要が多くなっています。なんとなく不安で「この会社は大丈夫だろうか」と思う事はありませんか？そんな時、一つの参考になるのが、プライバシーマークです。JIPDECのWEBサイトから、プライバシーマーク付与事業者を検索できます。

https://privacymark.jp/certification_info/index.html

個人情報を開示しようとしている会社がプライバシーマーク付与事業者であれば、少なくとも個人情報を管理する体制がある会社です。プライバシーマーク付与事業者は、情報漏洩事故を起こした場合、30日以内にJIPDECに報告する義務があるため、何か事故が起こった場合は知ることができます。